



大阪市企業

人権NEWS

第48号

発行：大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

『ビジネスと人権』の時代の企業活動

公益財団法人人権教育啓発推進センター
理事長 坂元 茂樹

『ビジネスと人権に関する指導原則』の採択

2011年3月、国連人権理事会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、「指導原則」)を全会一致で採択した。指導原則は、三つの柱から構成されている。すなわち、「人権を保護する国家の義務」(原則1～10)、「人権を尊重する企業の責任」(原則11～24)、「救済へのアクセス」(原則25～31)である。

第2の柱である企業の責任とは、その事業活動やサプライチェーンにおいて、世界人権宣言、自由権規約および社会権規約、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言に規定される権利を尊重することである(原則11～13)。「指導原則」により、企業はサプライチェーン上の人権侵害にも責任を有することになる。また国際的に認められた人権を基準とする必要があり、サプライチェーンのある国の人権基準の低い国内法に従っていればいわけではない。

「指導原則」は、企業に対し、人権を尊重することを公に示す必要があるとし、それは企業に何らかの人権の方針やプロセスがなければできないとする。「指導原則」の原則15は、企業に、①人権方針の策定(人権を尊重する責任を果たすという方針による約束)、②人権デューデリジェンス(DD)(人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つプロセス)、③苦情処理メカニズム(企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス)の三つを備えるように求めている。

企業は単に人権を尊重していると主張するだけでは足りず、その主張を裏付ける必要がある。企業は、人権デューデリジェンス(DD)によって、自社や取引先を含めて、どのような場所や分野で、どのような人権に関わるリスクが発生するかを特定し、それに対処することが求められる。つまり、人権への悪影響を特定し、そうした

悪影響を予防し、軽減し、それに対する対応の実効性を調査し、自社のとった行動を外部に説明することが求められる。この人権DDは、サプライチェーン全体を対象とする。企業は、サプライチェーンにおいて、児童労働、強制労働、不合理な低賃金、性別や国籍、人種による差別が行われていないかについて相当な注意を払う必要がある。

ビジネスと人権に関する行動計画の策定

「指導原則」の採択後、国連ビジネスと人権ワーキンググループは、この指導原則の普及と実施に関する国別行動計画の作成を推奨した。日本は、2020年10月「国別行動計画(2020～2025)」を発表した。

そのなかで、企業活動における人権尊重は、人権に対する悪影響に対処し、社会に貢献するとともに、企業リスク要因の回避・管理につながり、さらには、国際社会からの信頼を高め、グローバルな投資家等の高評価を得ることにもつながるとした。これを踏まえ、行動計画では、企業の国際的な競争力および持続可能性の確保・向上に貢献することを目的としている。日本政府としては、日本企業が人権尊重の責任を果たし、また、効果的な苦情処理の仕組みを通じて問題解決を図ることを期待するとともに、そのような取組を進める日本企業が正当に評価を得る環境づくりを目指すとする。

欧州で進む人権デューデリジェンスの法制化

日本のグローバル企業がその市場としている欧州では、この人権DDを義務化する動きがある。EUを離れたが、英国では英国現代奴隷法(2015年)が成立し、全世界での売上高3,600万ポンドを超える企業、かつ英国内で何らかの事業を行っている企業を対象に、会計年度毎の奴隷・人身取引ステートメントの開示を義務づけている。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催 ②人権情報の発信 ③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力 ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回覧

その中には、サプライチェーンのDDプロセスが含まれる。義務違反に対しては国務大臣が高等法院に「強制執行命令」を発出するよう要請できる。これに従わない場合は、サプライチェーンの違反に対し罰金が科せられる。

オランダの児童労働DD法(2019年)では、サプライチェーンにおける児童労働のDDについての報告義務があり、違反した場合は罰金の上限を年間売上高の10%とする懲罰性の強い法律が制定された。担当役員の禁固刑もあるとされる。フランスでは、フランス企業注意義務法(2017年)が制定され、注意義務計画の策定・実施および開示の義務が課され、損害に対する民事賠償請求が可能とされる。ただし、罰金はない。ドイツは、ドイツSCDD(Supply Chain Due Diligence)法を2021年に制定し、2023年より施行している。対象企業は、ドイツ国内に拠点(事業所や支社など)を置く一定規模以上の企業で、2023年からは従業員数3,000人以上の企業に適用、2024年からは従業員数1,000人以上の企業に適用される。直接のサプライヤーに対する予防措置や是正措置、苦情処理手続に加え、間接のサプライヤーに対するDD義務などを課している。

さらに、EUの企業持続可能性デューデリジェンス指令(Corporate Sustainability Due Diligence Directive: CSDDD)が、2024年5月24日、EU理事会(閣僚理事会)によって採択され、7月25日発効した。本指令は、EU域外の第三国に本社を置き、EU域内に子会社を置くなどして事業を展開する一定の第三国企業に対して適用されることが見込まれている。例えば、連結ベースで、EU域内での年間売上高が4億5,000万ユーロを超える企業グループの最終親会社に適用されるため、当該要件を充足する企業グループの日本の最終親会社は本指令上のDD義務を履行することが求められる。日本のグローバル企業は、本指令において適用企業となる可能性がある。その場合、自社の人権DDの運用と本指令の要求事項との間に乖離がないかどうか精査する必要がある。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の公表

日本政府は、2022年9月、企業における人権尊重の取組みを後押しするため「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表した。本ガイドラインは、「指導原則」の内容を踏襲しつつ、基本的には、人権DDの実施に関する国際標準とし

て認知されている「責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス」に準拠した内容になっている。

ガイドラインでも強調されているように、「人権尊重への取組は、人権侵害を理由とした製品・サービスの不買運動、投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等の経営リスクが抑制され、欧米の法令への対応の更なる強化や、グローバル・ビジネスにおける予見可能性の向上にも繋がる」側面がある。同時に、「人権尊重の取組を実施し適切に開示していくことで、企業のブランドイメージの向上や、投資先としての評価の向上、取引先との関係性の向上、新規取引先の開拓、優秀な人材の獲得・定着等に繋がり、国内外における競争力や企業価値の向上が期待できる」というメリットがある。

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」における日本企業への要請

経済産業省による2021年9月から10月に実施した調査では、日本の上場企業における人権DDの実施企業の割合は5割前後にとどまり、間接仕入先まで実施している企業の割合は25%程度にとどまるという。

こうした中、「ビジネスと人権」の観点から、国内において大きな動きがあった。2025年6月6日に閣議決定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」である。2002年に策定された「人権基本計画(第一次)」後の23年ぶりの改訂において、国際的潮流として「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まりを受け、各企業についても、それぞれ人権方針を策定し、人権DDを導入・実践していくことや、効果的な苦情処理の仕組みを通じて救済を図ることなどが期待されている。今後、政府としては、人権尊重の責任を果たしていく各企業において、「人権の普遍性」を含め、「人権とは何か」という認識が深まるとともに、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施するとし、企業の幹部等に対する人権研修が広く行われるように支援するとした。なお、企業の幹部等に対する人権研修の支援は、こうした人権研修が行われていない企業、特に中小企業を念頭に置いている。

大阪府企業人権推進協議会の会員企業みなさまには、「ビジネスと人権」に関するこうした国際・国内の動きを念頭に、人権尊重に根ざした企業活動を続けていただきたい。



区支部活動紹介



各区支部（24 区支部）では、地域と密着・連携し地域特性に応じた講演会、研修、施設見学会などさまざまな啓発活動に取り組んでいます。

今号では、6 月から 7 月にかけて開催された定時総会記念講演会と大阪市内を5つのブロックに分けて開催している「労務・人権啓発講座」のテーマを紹介します。

■定時総会記念講演会

ブロック	支部名	講演テーマ	備考
A (5 区支部)	北区	楽しんです！ハツツライフ～当事者からのメッセージ～	
	都島区	レジリエンス研修	
	淀川区	カスタマーハラスメント	
	東淀川区	明るい職場づくりに向けたアンコンシャス・バイアスへの気づきを持つ！	
	旭区	企業と人権～個人情報と人権～	
B (7 区支部)	福島区	企業と人権～カスタマーハラスメント対策～	3区合同
	此花区		
	西淀川区		
	西区	カスタマーハラスメント対策推進と最新情報	
	港区	情報漏洩対策	
	大正区	南海トラフ地震を見据えた地域コミュニティでの災害対策	
C (1 区支部)	浪速区	カスタマーハラスメント	
	中央区	「ビジネスと人権」にどう取り組むか～大きな流れの中で身近な仕事を考える～	
D (5 区支部)	天王寺区	障がい者雇用と合理的配慮について	
	東成区	アンガーマネジメントをしてみよう	2区合同
	生野区	～私たちを怒らせる“正体”は～	
	城東区	カスタマーハラスメント対策推進研修	2区合同
	鶴見区		
E (6 区支部)	阿倍野区	ラインケア～部下・同僚のSOSに気付く～	
	住之江区	カスタマーハラスメント対策～企業として従業員の人権を守るためには～	
	住吉区	<DVD視聴> 企業に求められるカスタマーハラスメント対策	
	東住吉区	職場におけるカスタマーハラスメント対策	
	平野区	カスタマーハラスメント対策推進と最新情報	
	西成区	カスタマーハラスメント対策について	

■労務・人権啓発講座

ブロック	開催日・配信期間	
第1回 C	10月10日(金) 【対面開催】	I. 本気の女性活躍推進で組織が活きる II. 大人の発達障害と合理的配慮～特性を理解し、強みを活かす～
第2回 B	11月4日(月)～21日(金) 【オンデマンド配信】	I. 実践！ダイバーシティ・マネジメント～“アンコンシャス・バイアス”を超えて、多様性を活かす職場づくり～ II. 人権・部落問題の現状と課題～実践できる人権研修を通じて～
第3回 E	12月1日(月)～19日(金) 【オンデマンド配信】	I. 障害者雇用の推進による共生社会の実現をめざして～事業主に求められる合理的配慮について～ II. 大切な社員を守るためのカスタマーハラスメント対策～大手損害保険会社苦情受付係 3,144件の証言～
第4回 A	1月15日(木) 【対面開催】	I. 多文化共生と地域社会～外国人受入れと企業に求められる役割について～ II. 幸せの入り口屋があなたの幸せの入り口を見つけ夢の実現のお手伝い
第5回 D	2月5日(木) 【対面開催】	I. 企業とLGBTQ～多様性を認め合う職場づくり～ II. 災害時における人権について

新着『人権啓発DVD』
紹介

人権研修用DVDを新たに購入しましたので、ご紹介します。
事業所内での啓発に是非ご活用ください。「啓発ビデオ・DVD」の
貸出しを希望される場合は、当協議会ホームページの「人権啓発
DVDはコチラ」からお申込みください。 **貸出しは無料です!**

タイトル/制作年	企画意図・概要等	上映時間
交わす言葉 通う心 障害のある人と共に生きる (2024年) 	社会には障害のある人が不便を感じる場面がまだまだ存在します。それは障害がハンデではなく、社会の側にバリアがあるのです。本作品では障害をもつ3人の当事者に話を聞き、障害のあるなしに関係なく、誰もが平等に自分らしく生きる社会のために大切なことを考えます。	23分
職場の力を育む人権シリーズ 聴く力～相手を想う傾聴 コミュニケーション～(2024年) 	職場では、多様な背景を持つ従業員がともに働き、さまざまな人権課題が存在しています。本作品では異なる想いや悩みを抱える人びとに気づき、相手の声に耳を傾けることの重要性を示します。自身の言動が誰かを傷つけないために、職場における「聴く力」を育むことをめざしたドラマ形式の作品です。	23分
職場の力を育む人権シリーズ 話す力～ハラスメントを防ぐ！ 対話のアップデート～(2024年) 	ハラスメントを防ぎ、問題を解決するためには、健全なコミュニケーションを取ることが不可欠です。本作品では、異なる意見や経験を持つ人びとが、互いを理解し尊重するためには、どのようなコミュニケーションが大切かを示します。ハラスメントを未然に防ぐために必要な対話をアップデートし、職場における「話す力」を育むことをめざしたドラマ形式の作品です。	23分

ただいま
会員募集中!

現在、当協議会では、会員を募集しています。当協議会には、大阪市内の約2,400事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行っています。貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介ください。当協議会は「事業所」単位で入会していただいております。取り組みの「輪」を更に大きなものとしていくために、今一度ご確認の上、本社が入会されていても、支店が入会されていない場合や支店が入会されていても本社が入会されていない場合には、是非ご入会いただきますようお願いいたします。

※入会の手続きは、当協議会ホームページの「入会のご案内」から行うことができます。

今後の予定



- | | |
|------------|--|
| 12月 1日～19日 | 第3回労務・人権啓発講座【オンデマンド配信】 |
| 12月 3日～24日 | 公正採用人権啓発推進員「新任・基礎研修」【オンデマンド研修】<大阪府商工労働部> |
| 12月 4日～10日 | 人権週間 |
| 12月18日 | 第2期人権リーダー養成講座(第Ⅲ講座)<大阪企業人権協議会> |
| 1月 9日～30日 | 公正採用人権啓発推進員「新任・基礎研修」【オンデマンド研修】<大阪府商工労働部> |
| 1月15日 | 第4回労務・人権啓発講座【対面開催】(北区民センター) |
| 1月27日 | 第3回本部幹事会 |
| 1月28日～29日 | 人権啓発研究会(前橋市)<部落解放・人権研究所> |
| 1月29日 | 人権リーダースキルアップ講座<大阪企業人権協議会> |
| 2月 5日 | 第5回労務・人権啓発講座【対面開催】(阿倍野区民センター) |
| 3月 3日～24日 | 公正採用人権啓発推進員「新任・基礎研修」【オンデマンド研修】<大阪府商工労働部> |

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」事業及び大阪市主催受託事業(人権啓発講座)



ただいま、友だち募集中!

当協議会はLINE公式アカウントをはじめています!
ホームページ、人権啓発講座開催、人権情報などをご覧いただけます。

友だち追加ID @115fjdvu



QRコード

大阪市企業人権推進協議会

事務センター/
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル 3号館303号

☎ 06-4705-6152

ホームページ

<https://www.oc-jinken.org>

